

# 東信高等学校体育連盟規約

|              |              |               |
|--------------|--------------|---------------|
| 昭和24年4月1日施行  | 昭和31年4月1日改正  | 昭和47年4月1日改正   |
| 昭和49年2月18日改正 | 昭和52年4月1日改正  | 昭和58年4月19日改正  |
| 昭和61年12月9日改正 | 平成12年2月29日改正 | 平成13年12月15日改正 |
| 平成17年4月12日改正 | 平成18年4月11日改正 | 平成19年2月20日改正  |
| 平成26年2月27日改正 |              |               |

## 第1章 総 則

- 第1条 本連盟は東信高等学校体育連盟と称し事務局を会長指定の学校に置く。
- 第2条 本連盟は東信地区内の高等学校の参加によって組織し、長野県高等学校体育連盟に連携する。
- 第3条 本連盟を次の地区に分ける。  
A 地区  
B 地区
- 第4条 本連盟は東信地区内高等学校の保健体育の振興を図るとともに、生徒の体育の正しい指導をなすを目的とする。
- 第5条 本連盟は前条の目的を達成するため総会、研究会、講習会の事業を行う。

## 第2章 機 関

- 第6条 本連盟に下の機関を置く。  
(1) 評議員会 (2) 常任理事会 (3) 理事会 (4) 総会
- 第7条 評議員会は年2回定期的に会長が招集する。過半数の出席を以て成立し、予算決算、役員選出、事業大綱等重要事項を議決する。常任理事会又は評議員の1/3以上の要求があった場合、会長は評議員会を開かねばならない。
- 第8条 常任理事会は会長が招集し、事業遂行上の計画及び会務ならびに県連盟との連携その他緊急事項等を処理する。
- 第9条 総会は各校職員を以て構成し必要な事項を審議決定する。

## 第3章 役 職 員

- 第10条 本連盟に下の役職員を置く。  
(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名  
(3) 常任理事 7名 (内理事長1名、副理事長1名、定通委員長1名)  
(4) 専門部選出理事 21名 (各種目委員長19名、定通委員長1名、調査研究委員長1名)  
(5) 評議員 若干名 (6) 幹事若干名 (7) 監事 2名
- 第11条 会長、副会長、常任理事、監事は評議員会に於いて選任し、理事長及び副理事長は常任理事の互選とし、幹事は会長の委嘱による。
- 第12条 会長は本連盟を代表し会務を掌理する。  
副会長は会長を補佐し会長に事故ある場合はその職を代行する。  
理事長は会務を処理する。副理事長は理事長を補佐する。  
幹事は庶務及び会計の事務を行う。  
監事は会計の監査にあたる。
- 第13条 評議員は各校2名とし、内1名は校長とする。但し、常任理事、専門部選出理事と兼ねることはできない。また、非常勤講師は除く。
- 第14条 各役職員の任期は常任理事は3年(定通は除く)、専門委員長は2年とし重任を妨げない。但し補欠役職員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第 4 章 会 計

第 15 条 本連盟の経費は加盟校の拠出金を以て充てる。

第 16 条 本連盟の会計年度は当該年度の会計監査日をもって終了し、以降の収支は次年度の会計とする。

## 第 5 章 付 則

第 17 条 本連盟の役員は県連盟の役員と連携するため下の如く県連盟の役員を兼ねるものとする。

(1) 本連盟の会長は県連盟の会長又は副会長。

(2) 本連盟の副会長は県連盟の評議員。

(3) 本連盟の理事長は県連盟の理事。

(4) 本連盟の常任理事の内 3 名は県連盟の評議員。

(5) 本連盟の常任理事の内 2 名は県連盟の理事。

(6) 本連盟の監事の内 1 名は県連盟の監事。

第 18 条 本連盟の目的達成のため専門部を置き事業の遂行にあたらせることができる。

専門部は専門委員 3 名（内専門委員長 1 名）を選出し、その委嘱は常任理事会の議決を経て会長が行う。

第 19 条 本連盟は表彰規定を定め表彰する。

第 20 条 本連盟の事務所には下の書類を備え置くものとする。

(1) 本連盟規約 (2) 会議録 (3) 役職員名簿 (4) 各校会員数調査簿 (5) 備品台帳

(6) 会計簿 (7) 事業記録